

## 後期高齢者医療制度 自己負担額を超えた額を支給します





# ● 高額介護合算療養費制度

1年間の医療保険と介護保険、両方の自己負担額を合算し た額が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を支 給する制度。

#### ■合算期間(計算期間)

令和3年8月1日~令和4年7月31日

#### 一合算範囲

同一世帯内の後期高齢者医療の被保険者にかかる自 己負担額

※高額療養費等の支給該当額は除きます。

#### 《申請方法》

申請書に必要事項を記入し、保険医療課医療保険年 金係、または各支所へ提出してください。

#### 《対象者》

1月中旬に広島県後期高齢者医療広域連合から申請 案内を送付します。

- ※いずれかの保険で異動があった方、住所地と介護保険 の市町が異なる方には、申請案内を送付できない場合 があります。該当する方は問い合わせてください。
- ■自己負担限度額(年額·世帯単位)

令和3年8月~令和4年7月診療分

区分 (毎年7月31日時点)		自己負担限度額 (医療保険+介護保険)		
市町村民税課税世帯	現役並み所得者III (課税所得690万円〜)	212万円		
	現役並み所得者II (課税所得380万円~)	141万円		
	現役並み所得者 I (課税所得145万円~)	67万円		
	一般	56万円		
市町村民税非課税世帯	低所得者II	31万円		
	低所得者I	19万円		
	·	·		

#### 《支給方法》

医療保険と介護保険で案分し、それぞれの保険から被 保険者に支給します。

※医療保険、または介護保険のどちらかの自己負担額が 0円の場合や、自己負担限度額を超えた合算額が500 円以下の場合は支給されません。

問保険医療課 医療保険年金係 ☆・お太助フォン 42-5619 単42-2130

## 大腸がん検診を受けましょう



市の助成を使って大腸がん検診を受けることができま す。検診内容は、便を検査するだけの簡単な検診です。

#### 《対象者》

- ■本市に住民票がある40歳以上の方
- ※今年度、本市の総合健診、人間ドック健診、職場の健診 などで大腸がん検診(便潜血2回法)を受けた方は対 象外です。

#### 《自己負担金》

400円(助成後の額)

- ※国民健康保険加入者・後期高齢者医療保険加入者、生 活保護受給者は自己負担はありません。
- ※3月31日(水)までの受診が助成の対象です。

## 《申込方法》

指定医療機関に電話で申し込んでください。

※市が行う大腸がん検診を希望する旨を必ず伝えてくだ さい。

## 《指定医療機関》

吉田町	JA吉田総合病院	<b>☎</b> 42-5372
	井上内科医院	<b>☎</b> 42-0005
	えのきクリニック	<b>☎</b> 47-0111
	こだま整形外科医院	<b>☎</b> 43-2800
	佐々木クリニック	<b>☎</b> 43-1111
	平原内科医院	<b>☎</b> 42-0446
	診療所 さわさき	<b>☎</b> 42-3431
八千代町	児玉医院	☎52-2511
美土里町	津田医院	<b>☎</b> 54-0699
高宮町	佐々部診療所	☎57-0022
甲田町	徳永医院	<b>☎</b> 45-2032
	平岡医院	<b>☎</b> 45-2002
	増田ファミリークリニック	<b>☎</b> 45-2031
	政永内科・ まさなが歯科クリニック	<b>☎</b> 45-7711
向原町	かどます佐々木医院	<b>☎</b> 46-2065
	中村医院	<b>☎</b> 46-5588

問健康長寿課 健康推進係 ☎・お太助フォン 42-5633 월47-1282

# 大腸がん検診精密検査費用を 助成します



《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- ■本市に住民票がある方
- 大腸がん検診の結果、要精密検査と診断され大腸内 視鏡検査を受けた方
- ※職場で健診を受けた方や被扶養者も申請できます。
- ※便潜血検査のみの場合は対象外です。

#### 《助成額》

2.000円

※検査費用が2.000円を超えない場合は、検査費用分の み助成します。

## 《申請期限》

検査受診日から6か月以内

## 《申請時必要書類等》

- 大腸がん検診精密検査費用助成申請書兼請求書 (市ホームページからダウンロードできます)
- 精密検査の領収書
- 口座番号が確認できるもの
- 精密検査結果が確認できるもの
- 本人確認ができる書類(健康保険証など)

#### 《申請方法》

申請書に必要事項を記入し、健康長寿課健康推進係、 または各支所窓口係へ提出してください。

## 問健康長寿課 健康推進係 ☎・お太助フォン 42-5633 単47-1282

## 軽自動車の車検時 納税証明書提示が不要になります



1月から、軽自動車税(種別割)の納税情報を、軽自動 車税納付確認システム(軽JNKS)により軽自動車検査協 会で電子的に確認できるようになります。これにより車 検に必要な納税証明書が原則不要になります(二輪・原 付・小型特殊は対象外)。

- ※納税情報が軽INKSに登録されるまで、日数を要する 場合があります。車検を急いでいる方は早めに納付し てください。
- ※軽自動車税(種別割)の未納がない場合に限ります。

問税務課 市民税係 ☎・お太助フォン 42-5614 월42-2130

# 障害者控除対象者認定書を 発行します



**○** 障害者控除対象者認定書

所得税などの申告時に提示することで、本人およびその方 を扶養している方が「障害者控除」または「特別障害者控 除」を受けることができる認定書。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- ■本市に住民票がある65歳以上の方
- 精神または身体に障害がある方(認知症を含む)
- ■障害の程度が日常生活で常に介護を必要とする程度 の方

## ■障害者手帳を持っている場合

手帳を提示することで、等級に応じた「障害者控除」ま たは「特別障害者控除」を受けることができますが、この 認定を受けることで、介護が必要な状態によっては、「特 別障害者控除」の対象になる場合があります。

※家族が代理で申請することもできます。

問保険医療課 介護保険係 ☆・お太助フォン 42-5618 単42-2130

# ヘルプマーク・ヘルプカード



周囲に支援や配慮を伝えにくい方や、外見から障害が 分かりにくい方が、周囲から支援や配慮を得やすくする ための「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」を無償で配布し ています。

所持した方を見かけたときは、できる範囲での支援や 配慮をお願いします。

#### ■配布場所

- 社会福祉課障害者福祉係
- 各支所窓口係





問社会福祉課 障害者福祉係 ☎・お太助フォン 42-5615 単42-2130

2023.1 4 あきたかた 2023.1 5 あきたかた